三	国家公務員共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員（自衛官等を除く。）又はその被扶養者（自衛官等の被扶養者を含む。）	国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第一項各号（同条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額
四	自衛官等	防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の四第一項各号に掲げる額
五	地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員又はその被扶養者	地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の六第一項各号（同条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額
六	私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又はその被扶養者	私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第一項各号（私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額
七	国民健康保険の被保険者（国民健康保険法施行令第二十九条の四の四第一項に掲げる場合に該当する者を除く。）	国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第一項各号（同条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額

（令第十一条第六項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）

第百三条　令第十一条第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる額を、次の表の下欄に掲げる額にそれぞれ読み替えて適用する同条の規定により算定した額とする。

一の項	健康保険法施行令第四十三条の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額
二の項	健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十三条の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額
三の項及び四の項	国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第二項の財務省令で定めるところにより算定した金額
五の項	地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の六第二項の総務省令で定めるところにより算定した金額
六の項	私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第二項の文部科学省令で定めるところにより算定した金額
七の項	国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額

（令第十一条第七項の厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる額に相当する額）

第百四条　令第十一条第六項の厚生労働省令で定めるところにより算定した同条第一項各号に掲げる額に相当する額は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第一項各号に掲げる額とする。

（令第十二条第二項第四号の厚生労働省令で定める日）

第百五条　令第十二条第二項第四号の厚生労働省令で定める日は、基準日の属する月の初日その他これに準ずる日とする。

（介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額に関する読替え）

第百六条　令第十二条第四項の規定により同項の表の中欄又は下欄に掲げる規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

健康保険法施行令第四十三条の三第一項及び第二項	次の各号に掲げる者	船員保険法施行令第十一条第四項に規定する者であつて、基準日において被保険者であるものは次の各号に掲げる当該者の、基準日においては次の各号に掲げる被保険者の被扶養者である者にあつては当該被保険者
健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十三条の三第一項及び第二項	次の各号に掲げる者	船員保険法施行令第十一条第四項に規定する者であつて、基準日において日雇特例被保険者（第四十三条の二第一項第五号に規定する日雇特例被保険者をいう。以下この項において同じ。）であるものは次の各号に掲げる当該者の、基準日においては次の各号に掲げる日雇特例被保険者の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該日雇特例被保険者
国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の三第一項及び第二項	次の各号に掲げる者	船員保険法施行令第十一条第四項に規定する者であつて、基準日において組合員であるものは次の各号に掲げる当該者の、基準日においては次の各号に掲げる当該組合員の被扶養者である者にあつては当該組合員
	次条第一項	第四十四条第四項
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六第一項	次の各号に掲げる者	船員保険法施行令第十一条第四項に規定する者であつて、基準日において自衛官等である次の各号に掲げる者
地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の七第一項及び第二項	次の各号に掲げる者	船員保険法施行令第十一条第四項に規定する者であつて、基準日において組合員であるものは次の各号に掲げる当該者の、基準日においては次の各号に掲げる当該組合員の被扶養者である者にあつては当該組合員
私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の三第一項及び第二項	次の各号に掲げる者	船員保険法施行令第十一条第四項に規定する者であつて、基準日において加入者であるものは次の各号に掲げる当該者の、基準日においては次の各号に掲げる当該加入者の被扶養者である者にあつては当該加入者
国民健康保険法施行令第二十九条の四の三第一項及び第三項	国民健康保険の世帯主等と	船員保険法施行令第十一条第四項に規定する者であつて、基準日において被保険者である者と
	国民健康保険の世帯主等及び	船員保険法施行令第十一条第四項に規定する者であつて、基準日において被保険者である者が属する世帯の国民健康保険の世帯主等及び
	被保険者が	船員保険法施行令第十一条第四項に規定する者であつて、基準日において被保険者である者が
高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の三第一項	次の各号に掲げる者	船員保険法施行令第十一条第四項に規定する者であつて、基準日において被保険者である次の各号に掲げる者